

平成 19 年 7 月 31 日

各位

会社名 吉本興業株式会社  
代表者 代表取締役社長 吉野伊佐男  
(コード番号 9665 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 常務取締役 若林正裕  
TEL:06-6643-1122

### 調査委員会の調査報告書及び当社の対応のご報告

当社では、6 月 26 日に開催された第 87 期定時株主総会にてお約束した、週刊誌等で取り沙汰されている不正支出問題について調査委員会からの調査報告書（以下「調査報告書」といいます。）を受け取りました。当社は調査報告書の内容とコンプライアンス委員会の意見も受け、平成 19 年 7 月 26 日開催の臨時取締役会にて以下の内容を発表することを決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

#### 1. 調査委員会の構成員および調査の方法

調査委員会の構成員は、公平性を保つ観点より、当社と職務上の利害関係を持ったことがないことを条件に以下の弁護士により構成されました。

北浜法律事務所・外国法共同事業	弁護士 天野勝介
同	弁護士 山本健司
同	弁護士 生沼寿彦
小野・芦田法律事務所	弁護士 小野憲正

調査委員会は、各疑惑について、関連資料の検討及び関係者への事情聴取という手法によって調査を実施しました。しかしながら、調査委員会の各弁護士は捜査権限のない私人であるため、関係者に事情聴取を求めても応じてもらえないことや、当社以外の第三者が保有すると推測される資料の閲覧や提出を強制できないため、調査によって得られる情報には限界がありました。したがって、調査結果は、更なる情報あるいは事実の発見によって覆る可能性があるものであることは否定できません。

特に、下記疑惑に関する調査において、当時の当社元会長の任意の協力が得られず、また当時の当社元社長が他界しているため、詳細な経緯等については、推論に委ねられざるを得ない部分があり、その意味で、調査結果は、真実であることが必ずしも保証される性質のものではありません。

## 2. 調査結果の概要

調査報告書では、週刊誌等で取り沙汰されている事項について調査検討した結果、以下の項目を除いては、刑事民事での責任追及を相当とする事実は認められないと報告されています。他方、以下の項目については、法的責任の成否に関し、特に検討を要する点があるとの指摘がありましたので、調査委員会の見解を報告いたします。

なお、調査報告書は、大部にわたるものでありますが、関係者のプライバシー等を配慮の上、以下のとおり概要のみを公表させていただきます。

- ① 平成 15 年以前における吉本新喜劇等での不正支出疑惑
- ② 平成 16 年以前における株式会社吉本音楽出版（当社 100%子会社）からの不正支出疑惑
- ③ 中田カウスの元会長に対する恐喝疑惑

①につきましては、平成 15 年頃、テレビ番組である吉本新喜劇の番組制作において、実際には稼働していない制作スタッフ名義で、報酬が支払われていたという事実が発覚しました。当時、社内調査の結果を踏まえ、当社は、時効にかかる部分を除く損害額相当額を関係者から被害弁償を受け、念書の差し入れを受けました。調査報告書によりますと、関係者との間で法的に和解が成立している可能性が高いとの結論でした。

②につきましては、当社の 100%子会社である株式会社吉本音楽出版において、平成 16 年までの数年間にわたり、ある取引先に対し、不適切と思われる支出があり、さらに、その取引先から当社元会長のファミリー企業と見られる会社に一定額の支払いが行われておりました。また、その他にも不適切な支出が見られました。吉本音楽出版の代表取締役は、当時の当社代表取締役会長であり、その意向により不適切な支出が行われたのではないかという疑いが発覚し、これらの件につきましても、平成 16 年ころ、当社内部で調査が行われた形跡がありました。

さらに調査委員会において改めて事実調査を進めたところ、これらの件については、平成 16 年 7 月ころ、当時の当社代表取締役社長の判断により、同会長と合意の上、同会長の辞任と相当額を返却させるなどの事実があったことも判明しました。

この際、和解契約書等の書面は作成されておりましたが、前後の状況や現存する資料に基づき、調査委員会は、平成16年7月ころに、法的には和解が成立している可能性が高いとの結論に至りました。

③につきましては、調査時点で明らかになった事実を前提にすると、恐喝行為が行われたと認定するには足りず、むしろそのような行為があったとするのは不自然であるとの結論でした。

#### (注) 調査対象について

一部週刊誌に当社の子会社である株式会社ファンダンゴに関する不正支出疑惑という記事が掲載されましたが、同社が5月23日付けで開示しているとおり、第三者（監査法人、証券会社等）の監査及び調査を適時に受け、かつ有価証券報告書のキャッシュ・フロー表からも明らかなように不正支出はないということが明白であるため、今回の調査項目の対象にはしていません。

### 3. 当社の見解

当社では、調査委員会の報告を尊重し、現時点での見解としては、上記①および②の疑惑については、調査報告書によって、いずれも和解が成立している可能性が高いと考えられるため、刑事民事等の法的手段を講じる必要はないと考えております。③についても、調査委員会の報告を尊重し、現時点で、改めて何らかの措置を講じる予定はありません。

なお、事実関係につきましては、前述のとおり、元会長の事情聴取が実現していないことから、今後も真相解明のため、引き続き調査に協力してもらえよう依頼し、金員の支払の意図等についての調査を続行してまいりたいと考えております。

### 4. 内部統制・コンプライアンス強化の方針

上記①および②の疑惑については、当社は、当時それを公表すべきものであったと考えられ、少なくとも取締役会その他の然るべき機関により、十分な検討がなされ、会社の適正な手続きが踏まれるべきであったと考えております。このような閉鎖的な処理が行われたのは、当社における当時の内部統制システムの不備や、当時の代表者のコンプライアンス意識の低さが主たる原因であったと考えております。

なお、現在の当社経営陣は、これら事案の全貌や経緯についてはこの調査報告で初めて知るところとなったものですが、当社と致しましては、今回の報告を踏まえ、旧態然とした経営の改善、法令遵守の徹底、内部統制の徹底を図るべく、本年の6月26日における株主総会でもお約束した通り、制度的には、内部統制・ガバナンスの強化として持株会社化

を推進するとともに、様々な透明性・公平性確保のための手段を講じるとともに、さらには、あずさ監査法人へ監査法人の変更により新たな視点から監査をお願いするとともに、社外取締役など積極的に社外の人材を登用し、再発防止に努め、一層経営の透明性を確保するとともに、公正な経営を行っていく所存です。また、持株会社化後は、株式会社よしもとアドミニストレーションにグループの支払いなどの業務が統合されることになり、万一不正の可能性があると考えられる取引などは、独立性をもって、コンプライアンス委員会と監査役会に同社から直接報告する体制を構築することとしております。

株主の皆様を始め、多くの方々にご迷惑やご心配をお掛けしたことを衷心よりお詫び申し上げますとともに、今後の経営に対し、様々なご意見を頂き、一層のご指導ご鞭撻を頂きますようお願い申し上げます。

以上